

事例1 埋立地の指定区域における 土地活用事例

従来 公有水面埋立地の遊休地

経緯 これまでの自主調査で汚染が判明
遊休地における汚染の原因は埋立用材の性状にあると
考えられたことから、敷地全体が汚染のおそれ有りと判断

区域指定の種類 埋立地特例区域

工事方法の制約①

埋立材の下の不透水層(粘土層)の下まで工事を行う場合は、
粘土層下部への地下水汚染拡散防止対策が必要

工事方法の制約②

外部に土壌を搬出する場合は、許可施設への処理委託が必要

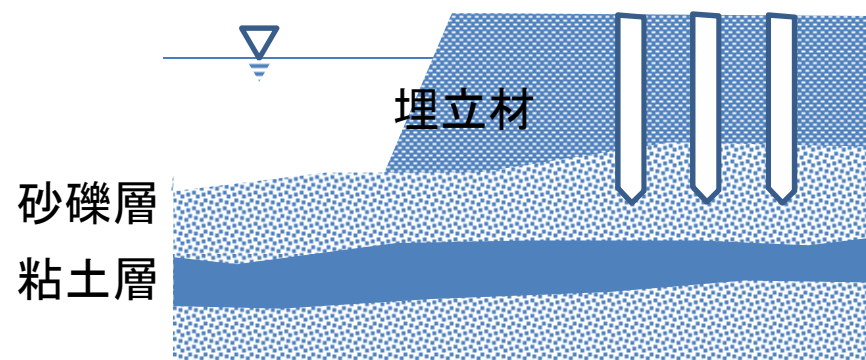
事例1 埋立地の指定区域における 土地活用事例

制約の解決方法①

杭の施工深さと、粘土層の位置を詳細に検討し、
粘土層を貫通しない範囲で施工

制約の解決方法②

区域指定を受けた敷地内から
土壌を搬出しない計画



⇒ 土壌汚染状況調査を省略し、
汚染土壌の除去対策は実施しないが、
環境への影響(有害物質の汚染の拡散)を生じることなく
土地の利用(工場建設)が可能となった。